

和泉市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

平成26年3月25日策定

平成28年6月24日改正

令和2年5月18日改正

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用の範囲

本方針に基づく施設等からの調達推進は、和泉市の全部局における物品及び役務（以下「物品等」という。）を対象とする。また、施設等から調達する物品については、施設等で製作、加工されたものに限る。

3 対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、和泉市内に存する障害者優先調達推進法第2条第2項、第3項及び第4項に規定する以下の施設等とする。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
- ② 障がい者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- ③ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- ④ 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- ⑤ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3項第1号に規定する者（在

宅就業障害者)

- ⑥ 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する団体（在宅就業支援団体）

4 共同受注窓口の活用

受注内容に応じて複数の障がい福祉サービス事業を行う施設に受注業務を斡旋・仲介する窓口を活用する。契約上施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に施設等が供給する物品等の調達になっている場合には、施設等に準ずるものとする。

5 調達の目標

施設等からの物品等の調達については、調達実績額が前年度実績を上回るよう、各部局において鋭意検討のうえ着実な推進を図るものとする。

6 調達の実施

施設等からの物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号及び第3号の規定に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、施設等と随意契約により契約を締結するものとする。なお、契約金額が30万円を超える場合は、和泉市随意契約ガイドライン第3号の規定に基づき、事前公表、事後公表を行うものとする。

7 調達実績の集計、公表

本方針による調達実績については、毎会計年度終了後に各事業決算額等を取りまとめ、ホームページ等において公開するものとする。

8 施設等との連絡窓口

第3項①及び②に掲げる障がい福祉サービス事業者等において提供可能な役務・物品等に関する連絡については、障がい福祉担当部局が行うものとする。

9 その他

本方針をもって障害者優先調達推進法第9条第1項に規定する施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針とし、毎会計年度において適用するものとする。